

2021 年度 一般選抜における  
新型コロナウイルス感染に罹患等した出願者の「特別措置」について

共立女子大学・共立女子短期大学  
入試課

2021 年度共立女子大学・共立女子短期大学一般選抜では、新型コロナウイルス感染症に罹患等し、一般選抜を欠席せざるを得なかった方を対象に、「特別措置」を設けます。

「特別措置」においては、新型コロナウイルス感染後の体力低下、外出制限等を考慮し、**【全学部・科において大学入学共通テストの成績を用いて合否判定】**を行うこととし、大学に来場しての受験は不要とします。

**【対象入試】**

一般選抜（全日程）

**【対象者】**

新型コロナウイルス感染症に罹患等したことにより、一般選抜を受験できなかった者で、次のいずれかに該当するもの。

- 1) 受験生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより一般選抜を欠席した場合で、その事実を証明する書類を提出することができる者。
- 2) 受験生本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認められたことにより一般選抜を欠席した者。

**【指定科目】**

決定次第ホームページにて公表いたします。

**【留意事項】**

本学における「特別措置」は、全学部・科において、大学入学共通テストの成績を用いて合否判定を行います。

「特別措置」の適用を受けるためには本学の一般選抜に先立ち、大学入学共通テスト（出願時期：2020 年 9 月 28 日～10 月 8 日）の出願および受験が必要となりますので、ご留意ください。

以上

共立女子大学・共立女子短期大学 入試課

[nyushi@kyoritsu-wu.ac.jp](mailto:nyushi@kyoritsu-wu.ac.jp)